

平成 20 年第 1 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 20 年 3 月 19 日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 笠原 幸宏 書記 吉本 正美
書記 佐藤 ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。 <p style="text-align: right;">(10 時 00 分)</p>
議 長	本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、議長において 4 番堂場さん、6 番松橋さんを指名いたします。
議 長	日程第 2、村政に関する一般質問を行います。 順次発言を許します。 7 番 本多さん
7 番本多議員	議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして村長に 2 点について質問いたします。 始めに、農地・水・環境保全対策の取り組みについてお伺いをいたします。 農地・水・環境保全対策の取り組みにつきましては、本年度は上更別地域において試行的に取り組みを行い、来年度は全村的に取り組む計画であったかと思えます。今年度、上更別地域で行われた事業においては、協働活動への支援事業でした。これは農繁期を避け、支障のない形で地域住民の活動が展開されておりましたが、本来は行政がやるべき仕事であります。しかし、本村も協働のまちづくりを進める中、住民の意識を変えていく上で、必要な取り組みと考えております。住民として行政だけメリットがあり、村の押し付けだと思えるのが普通ではないかと思えます。双方メリットがある営農活動への支援事業の取り組みが必要ではないかと思えます。昨年、十勝管内におきましても既に取り組みをしているところがございます。これはエコファーマーの認定や化学肥料、化学合成農薬の制限等、色々と条件があります。村としましても取り組めるか、取り組めないか、各関係機関との協議も必要ですし、村の予算的な問題もあります。そういったこともありますが、この営農活動への支援事

業の取り組みについて村長の考えをお伺いいたします。

村 長

本多議員の農地・水・環境保全向上対策事業についてお答えを申し上げます。

農地・水・環境保全向上対策につきましては、国におきまして、平成 18 年 7 月の経営所得安定対策の一環として、品目横断的経営安定対策と一連の政策の中で進められているものでございます

本村におきましても、自主自立を選択し、行政改革や協働のまちづくりを推進していたこともございまして、国の事業と合致するものと考えまして積極的に推進をしてきたところでございます。

この事業は、農業関連施設を守り、質を高める効果の高い地域ぐるみの共同事業に対する共同事業への支援と地域の環境保全に向けた先進的な営農活動に対する営農活動への支援の 2 つの部門で構成されているものでございます。

本村におきましては、共同活動への支援の部門において、平成 19 年度から上更別地域で更別村のモデルとして活動を開始されまして、平成 20 年度から 4 行政区で構成されます更別北地区で開始されるところでございます。

村といたしましては、全村的な取組を推進してまいったところでございますけれども、結果として現段階におきましては面積的に見ますと 2 地域で農地約 7,154 ヘクタール、更別村の農地面積の約 6 割を対象として、この活動に取組む状況になっているところでございます。

なお、平成 19 年度から取組みを進めてございます、上更別地区の活動内容といたしましては、農道の砂利補充・草刈り・除排雪、排水路の支障木伐採及び農道、排水路沿いの花壇、並木の造成、更には農地への景観作物の作付け等といった広範囲にきめ細かな活動が行われてございまして、行政単独ではなかなか出来ない農業関連施設の維持保全や環境の向上等、総合的なレベルアップがなされているところでございます。

また、この活動につきましては、現在、村で推進しております、協働の村づくりの精神に基づいて、共同活動には年間 1,800 時間強の時間を費やしていただいております、その取り組みに感謝をいたしているところでございます。

一方、ご質問の営農活動への支援でございますけれども、現在、本村の取り組みはなされていないということでございます。

この支援を受けるには 3 つの要件がございまして、1 点目は、化学肥料と化学合成農薬の使用量を慣行レベルから原則 5 割以上減らすこと、2 点目は、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を目的に制度化されておりますエコファーマーの認定を受けること、3 点目は、効果を発揮するために地域で一定のまとまりをもった取り組みであることとなっているところであります。

この支援の内容といたしましては、化学肥料や化学合成農薬を低減することによって、農産物の収量や品質等を維持向上するために増える経費として麦、豆類で10アール当り3,000円、いも、根菜類で10アール当り6,000円が交付されることになっているわけであり、そしてこの経費は国が2分の1、道と村がそれぞれ4分の1を財源負担していくということになっているところであります。

現在、地球温暖化や食に対する様々な問題の発生によりまして、国民の環境や食に対する関心がこれまでになく高まっているということでもあります。その中で、より安全で安心できる高品質な農産物を生産することが、農業、農村に強く求められているところでございます。

本村におきましては、既にイエスクリーンやフードプラン等のクリーン農業への取り組みを積極的に行っているところでございますけれども、更別農業は、安心安全を売り物としていかなければならないということでございます。村といたしましても、厳しい財政状況下にはございますけれども、地域において減収等も予想されるわけでございますけれども、更なるクリーン農業を目指して、この事業の取組がなされる場合、共同活動への支援と同様に村としてもとり進めてまいりたいと思っておりますところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

7番 本多さん

今回、この質問をするにあたって、今年から全村的に取り組む計画であったと思います。取り組めなかったということは、やはり行政にメリットがあって、一般住民にはメリットがなかなかないということで、これは本来であれば、国のレベルでは農業予算です。そして昨年から品目横断的政策に変わりました、十勝においても平均で6%の減収と言われております。やはり営農活動への支援の取組によって農家も少しでも収入を上げることが出来ればというふうに考えております。そういったことで農協に聞いていたわけですが、先程も村長が言われましたように、イエスクリーンとかということで営農もされていますから、エコファーマーの取り組みの認定というのは多分取れると思うのですが、減肥の面で若干不安があるということで、それが本当に取り組めるのであれば農協も協力していただだけというお話ですので、村としても是非とも取り組んでいただきたいと思います。これも十勝で去年は確か2か所、鹿追町と大正がやっておられます。だから更別村も出来ないということはないと思うので、作物は秋小麦から何でもできるそうなのです。ということでこれを全部やると大変な金額にもなるし、村も負担があると思うのですが、是非やっていただきたいと思います。

それで、この営農活動への支援ということを村は始めからこういう計画をされていなかったのかどうか、それについてお伺いします。

議長
7番本多議員

議
村

長
長

村 長

この基本部分については説明を申し上げてきて、それから支援事業についても説明申し上げてきたところでありまして、一段とクリーン農業の取り組みについて、なかなか当時は難しいのではないかというような話もございまして、取り組みにいかなかったということでございます。今回は上更別地区の方で今年から先駆的にこれら事業の取り組みが始まって、更に支援事業も取り組みたいという意欲は私どもが大変歓迎するところでもございまして、新チームの方々が努力して取り組んでいくということでございましたら、また支援をしてまいりたいし、また他の地区でもこの取り組みをしたいということであれば私どもも積極的にご支援をしてまいりたいと思っております。

議 長
7番本多議員

7番 本多さん

次に、2つ目の村政執行方針について質問させていただきます。

今定例会の初日、村長より平成20年度村政執行方針が示されました。地方財政もますます悪化し、村税の増収も期待出来ない、また地方交付税の削減等一般財源の額が極めて厳しい財政状況の中でスタート元年である第5期更別村総合計画の基本目標の取り組みとして住民協働である感動することの出来る体制づくりを進め、地方自治の原点である住民の付託に着実に応えることの出来る元気な笑顔あふれる美しいまちづくりを職員とともに全力で取り組む決意でございました。昨年は村長当選以来、公約の実現に向けて住民にわかりやすい機構改革、子育て支援の児童、生徒の医療の無料化、子ども基金の条例化等、順調に進めてきましたが、昨年も重要課題として位置づけられておりました次の3点について執行方針の中で具体的な施策が読み取れませんでした。まず1点目、固定資産税の大口滞納の問題について、2番目としてアグリチャレンジャー事業の方向性、3番目として市街地の振興策、以上の3点について具体的な施策について村長にお伺いいたします。

議
村

長
長

村 長

本多議員の村政執行方針のご質問にお答えを申し上げたいと存じます。

1点目の固定資産税の大口滞納問題についてであります。

私はこの問題について、今年度も村政執行方針の中に入れさせていただきました。こういう問題を村政執行方針に盛り込むことはどうかという意見もございましたけれども、長期にわたるきわめて深刻な問題の解決には、やはり村の強い姿勢、意思を示すことが必要だということで、村政執行方針の中に入れさせていただいたわけがあります。この問題は、十勝モーターパークと関連した問題でもございまして、昨年12月の定例村議会の際、同僚議員から一般質問をいただき、お答えをしているところでございます。税の滞納の状況、村の対応とこれまでの経過につきましては、昨年の12月から変わっ

てございませんので、省略をさせていただきたいと存じますが、当時、当面施設の売却を会社に最善の努力を促すと答弁をしてきたところでございます。このことも受けていただいたと思いますけれども、会社側の方でも鋭意努力中ということでありまして、この3月末の株主総会にてその取り組み状況、今後の方針が一定程度示されるものと思っているところでございます。現在、村といたしましては、総会の結果、推移を見て対応してまいりたいと思っているところでございます。

次に2点目のアグリチャレンジャー事業の方向性についてでございます。

新作物の研究といたしまして、果実栽培に取り組み、データの集積や研修の場を提供して、これらを通じて移住対策等にも生かすことを目指し、平成18年度からイチゴの栽培試験研究に取り組んでいるところでございます。

また、研修に関しましては、1、2年の間に栽培方法等を習得してもらい、その後、経営を実践してもらおうということで始めたものでございます。

平成18年度当初におきましては、研修の問い合わせ等は17件程あったところでございますけれども、実際に実習に参加された方は平成18、19年度とそれぞれ同じ方でございますけれども、2名となったところでございます。この2名もご夫婦ということであります。

また、試験結果につきましては、初年度は途中からでございましたけれども、19年度は1年間のデータを集積したところでございます。平成20年度は当初、研修生の募集にあたり、約束をいたしました3年目でもございまして、また、データといたしましても3か年分を集積することになり、実証の高い試験データが得られるということになりまして、これまでも申し上げて来たようにイチゴについては平成20年度で一区切りをいたしたいということでございます。

また、次の方向性でございますけれども、第4期の農業振興計画策定の際のアンケートにおきまして、畑作4品以外の作物に対する栽培希望、これは多くアンケートの中で見られておりますので、出来れば、既存のハウスを活用した作物の試験栽培をいたしてまいりたいと思っているところでございます。

これにつきましては、平成20年度におきまして、農協とあるいは、関係機関で構成いたします農業経営生産対策推進会議におきまして、十分協議をして具体的な方向を定めてまいりたいと考えているところであります。

3点目の市街地の振興の件であります。市街地の活性化は、その市街地が地域住民等の生活と交流の場であることを踏まえ、地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図ることが基本でいるところでございます。そして市街地は開村以来、村が1番投資をしてきたエリアでございま

議長
7番本多議員

して、未利用を含みます活用方策は重要な課題であり、避けては通れない問題だと受け止めているところであります。

具体的な施策につきましては、商店街への活性化誘導対策、駐車を兼ねた街中イベント広場等色々と考えられるところがございますけれども、関係機関、地域住民のアイデアや協力をいただき、更別、上更別両市街の活性化計画作りを今年の10月を目途に策定をいたしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

7番 本多さん

始めに大口滞納の件でございますけれども、これは地域振興ということで帯広市内のホテル等でもこういうイベントがあればホテルが結構利用されるということで期待もされていると思いますし、それにおいては税の公平性という中で不満が出てくるのではないかとこのことでございます。そういうことで、先程3月の総会において決まった後、考えていくというお話ではございましたけれども、昨年、コンサルタント会社に依頼をしていると思うのですけれども、そういった結果も踏まえて現在は運営の中では採算が取れている状況だと新聞にも書かれておったのですけれども、村として相手方の様子ばかり見ていたのでは、いつまでも解決しないと思うのです。それで村としてアクションを起こしてはいかがかないというふうに考えます。その点について伺いたいのと、次にアグリチャレンジャー事業についてですけれども、今回の事業につきましては定住化と第5の作物という考え方の中で事務局の方で進めていったかと思うのですけれども、これを進めるにあたって、なぜイチゴにするのだという意見が多分強かったと思うのです。それにも関わらず議会も決定しましたので進んだと思うのですけれども、やはり更別村は大規模化されていまして夏、ハウス等の作物に取り組むということはかなり無理なことがあるかと思うので、これからやることについても農家がどういうことを取り組んでほしいのかということも十分踏まえていただいて、次の試験に行っていただきたいと思っております。例えば夏は大規模化で手が回らない状況ですので、冬場は休閑期にハウスを利用して何か作物を作るとか、そういったようなこと等もチャレンジしていただきたいなと考えております。どちらにしても農家は1回チャレンジして失敗したらそれで終わり、今の時代なかなか立ち直すことが出来ない、その辺はきちんと村でチャレンジしていただいて、こういうことも出来るという方向性を示していただきたいと思っております。

それから市街地の振興策については、本当にどこの町村もシャッター通りで振興策に苦慮していると思うのですけれども、更別村も具体的には10月を目処ということでございますので、10月には具体的にきちんとした形で施策を出していただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議
村

長
長

村 長

大口滞納の件でもっと村のアクションを強めるべきだということ
でございまして、私はこの問題について、会社に対してこれまで以
上の取り組みを申し上げているところでありまして、これ以上とな
りますと、村がこうして欲しいということになります。それは避け
たい形で今までとり進めてきたわけでありまして、これ以上
前進を見ないとなると、やはり税の大口滞納を解消するためには解
散しかないわけでありまして、それも視野にコンサルトをかけてい
るわけでありまして、そうならないように会社に鋭意努力を促して
まいりたいと思っております。いずれにしても長期的
な大きな課題でございましたので、多少時間はかかるとは思いますが
けれども解決に向けて村政執行方針の中でも申し上げておりますけ
れども、最大限努力してまいりたいと思っております。

それからアグリチャレンジャーの問題でございましてけれども、や
はり既存の農家のためになるような取り組みが必要ではないかと思
っております。ですから関係機関で構成いたします農業経営生産対策
推進会議において十分活用方策について検討してもらいたいとい
うことでもあります。村独自でこういう事業を走る気を私は毛頭持
ってございませぬので、農協あるいは農家の方々が必要とするもの
について、私はお金をかけても良いと思っておりますので、その考
えでとり進めてまいりたいと思っております。

それから市街地の活性化は何回も申し上げているとおりでござい
まして、先程本多議員からご提案をいただきましたけれども、多く
の方々のご意見をいただく中で、10月までに計画を策定してまい
るということの努力を申し上げて答弁とさせていただきます。

議 長
7番本多議員

7番 本多議員

今回の質問ですけれども、村長も今年は2年目ということで、長
期的な課題となっておりますので、岡出村長がこういうことをした
という証にもなると思っておりますので、是非とも重要課題についてご
検討願って進めていただきたいと思います。

議 長
村 長

村 長

かねてからこの3つの問題は重要課題ということで受け止めてご
ざいまして、本多議員のおっしゃるとおり、私もこれには鋭意力
を入れてまいりたいと思っておりますので、色々な角度からまたご
指導を頂戴したいと思っております。

議 長
3番菊地議員

3番 菊地さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させて
いただきます。

私は2項目について質問させていただきます。

まず学校給食における食の安心、安全と食育についてということ
で質問いたします。

食の安全、食育が広く叫ばれる中、中国製冷凍餃子ですとか、横

浜市においては、中国産キクラゲが基準値の約 2 倍の残留農薬を検出するというような事件が発生いたしまして、児童や生徒の心身の成長と健康を支える学校給食への安全性への信頼が揺らぎ始めているところ です。

当然のことながら、食の安全に対する行政や企業への信頼は低下しておりまして、同時に消費者の食の安全に対する感心は高まる一方というのが現状です。児童、生徒の心身の成長と健康を支える学校給食の安全性への信頼も同時に揺らぎ始めています。

いくつかの自治体や教育委員会では、給食の安全性を確保するため、外国製加工食品や食材の使用を自粛する動きも現実に見られています。

平成 17 年に成立した食育基本法では、食に対する知識と、食を選択する力を本人が自ら取得し、健全な食生活や食習慣を生涯にわたって実践出来る人間を育てることを目標としてうたっています。

何をどのように食べるかというのも、食育の課題のひとつになっています。

現在、文科省では、学校給食法を栄養改善から食育推進の方向に大幅改正され、教育の一貫として取り組まれてきた学校給食が、より一層重要視されつつあり、学校給食は国語や数学と同じように食の教育として、教科の一課程であり、生きた教材と位置付けられています。

地域で生産されたものをその地域で消費することを基本とする地産地消の推進と、健全な食生活を実践することが出来る人を育てることを目的とする食育の推進とが全国的な運動として展開されてきております。

また、このような情勢を反映する中で、平成 17 年 3 月に閣議決定された、食料・農業・農村基本計画におきましては、地産地消の推進が重要政策課題の 1 つとして位置付けられるとともに、平成 17 年 6 月に制定されました、食育基本法におきましては、食育の推進方策の 1 つとして学校給食における地産地消の推進が大きく掲げられているところ です。

申し上げるまでも無く、食は健康な生活を送るための基礎となるものであって、子どもの健やかな成長と発達のためにも、また生涯にわたる健康な生活を築く上でも、食に関する正しい知識と判断力、実践力を身につけさせることが、今日極めて重要な課題であり、食育にとって生きた教材と位置付けられた学校給食は、その存在価値がいっそう高まっているところ です。

学校給食法におきましても、先程申し上げましたように、学校給食が特別活動に位置付けられて、今日に至っております。

更別村の学校給食における食の安全と食育に対する取り組みや体制、今日の学校給食の目指す姿についてお伺いいたします。

学校給食の食材の安全性は十分に図られているのでしょうか。

中国産のみならず、輸入食材及び輸入加工食品の使用状況はどのようになっているでしょう。具体的な使用状況とその割合をお聞かせ下さい。

また、食材の安全性の判断基準とその方法をお聞かせ下さい。

また、道教委も給食における地産地消を推進しておりますけれども、輸入加工食品の学校給食への使用は望ましい姿とのお考えなのでしょうか。

今後の輸入加工食品および輸入食材の使用をどのようにお考えでしょうか。

食料自給率、つまり食材自給率とも言いますけれども、これが今40%を切る我が国の現状ですけれども、地産地消や食育の推進は食料自給率を高める施策のひとつです。

今年度に引き続き、来年度もふるさと給食への助成の予算が組まれました。

地場産食材の活用がよりいっそう求められるところですが、その活用を更に推進するにあたってのお考えはおありなのでしょうか。

また、あるとすれば具体的にお聞かせ下さい。

ふるさと給食の回数、地場産物の活用率、そのようなこともわかればお聞かせいただきたいと思います。

今後、給食の食材を仮に全て国内産のものに切り替えた場合の給食費の試算が可能でしたらお知らせ下さい。

また、給食で使用されている食材に関しまして保護者の方々への情報提供の現状はどのようになっているのかも伺います。

限定された食材に限ることなく、原材料の細かい情報、それが公開され、児童や生徒また保護者の皆さんにお知らせすることが安心と信頼につながるのではないかと思います。

そのような安全の確認、また流通経路の確認、そのような確立の必要性を私は感じますけれども、そのようなことに対し、どのように認識され、取り組んでいらっしゃるのか、これから取り組んでいかれるのかということも伺いたしたいと思います。

学校給食費の食材費につきましては、学校給食法により保護者が負担することになっています。給食費未納の実態についておわかりになればお知らせ下さい。

更別村の学校給食費は数年来値上げなしでずっと来ています。しかしこの4月からの小麦粉ですとか各種食材の価格の値上がりが見込まれておりますし、燃料費等の高騰もあり、これらの影響によって現行の給食費では国産食材を使って安全を確保することはおろか、文部科学省が掲げる栄養所要量確保を図ることも危惧されます。

給食内容が後退しないように必要な財政支出を求めたいと思います。

最後に、給食の質、安全確保に向けて、保護者の参画を得て、そのチェックや協議ができる場の設定の必要性を感じるところです

れども、その点についてのお考えもお伺いしたいと思います。

片桐教育委員長

菊地議員の質問にお答えをいたします。

現在の学校給食を取り巻く状況につきましては、ご質問にありましたように、輸入による加工食品や食材への農薬混入、基準値を超える残留農薬等、安心、安全であるべき学校給食への信頼が失われつつあるとともに、原油高から来ると考えられます国内産食材価格の高騰等、大変厳しい事態に直面をしておりますことは否めないものと思います。

後程ご説明申し上げますが、本村においても、外国産食材を少なからず使用している実態にありますが、幸いにも、今回起きましたような事態には至っておらず安堵しているところでございます。

ご質問の第 1 点目、学校給食における食材の安全性は十分図られているかについてであります。輸入による食材、加工食品の使用状況ですが、本村学校給食センターにおける輸入食材、加工食品の多くは中国産でございます。他にギリシャ、トルコ、フィリピン産があります。

使用しております輸入食材の種類でございますが、乾物類といたしましては、しいたけ、きくらげ、春雨等があります。冷凍食材では、野菜でインゲン、魚介類でえび、あさり、いか等でございます。缶詰類では、たけのこ、桃、はちみつ等でございます。他に、ぜんまい、マッシュルーム、メンマ、生姜の甘酢づけ等がございます。

輸入による食材の使用割合につきましては、例えば今月 3 月分の調査ですが、3 月は給食日数が 15 日間で、その間の食材品目数の合計は、日によって重複しますが、398 種類となっております。そのうち 56 種類の輸入食材を使用しております。この期間における使用割合は 14% 程度となります。なお、献立の内容により使用割合は、変動するものであります。

次に、使用食材の安全性の判断基準についてでございます。

給食用資材の調達については、北海道学校給食会が行う、学校給食用物資共同入札及び十勝管内で組織しております学校給食協議会での共同入札によるもので調達しており、食材で不落札になったものは、民間の給食資材業者等から独自に調達しているところでございます。

なお、納品にあたりましては、産地、賞味期限の確認、品質証明の提出を求めているところでございます。

また、調理におきましても、開封時における臭いや味の確認、異物混入等の確認、加熱処理等については安全管理基準に基づき実施し、配食前に係員が食べて安全性を確認する検食を実施してから配食をしております。

昨今のような形で、食に対する危険が出てくるか予測は出来ない

ものでありますが、このような取り組みにより、可能な限りの食の安全確保に努めているところでございます。

2点目の輸入食品の学校給食への使用は、望ましい形と考えるのかとのご質問でございますが、ご指摘のように、道教委は、給食における地産地消を推進しておりますが、結論から申し上げます、決して望ましいとは言い難いことではあります。しかしながら、国内産の食材で年間を通しての供給、価格等が満たされる状況に無いこと、国内の今日的な食料情勢を鑑みて、安全が確保されるのであれば、一部において輸入食品を使用していくことは、やむを得ないものと考えるところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、今後の輸入加工食品、輸入食材の使用をどのように考えるかについてであります。妥当な水準の給食費負担を前提に考えますと、先にお話した事情からも、安全が確保されるのであれば、一部に使用することもやむを得ないものと考えておりますが、調達の努力により可能な限り少なくしていきたいと考えるところであります。

3点目の学校給食における地産地消の推進であります。

今年度より、村から500千円の助成を得てふるさと給食を実施しておりますが、新年度においても継続して進めてまいりますとともに、道教委が示しました、給食における地産地消の推進の方針に基づきまして、村内の農産物等を最大限使用してまいりたいと考えております。

具体的には、19年度の実施状況を踏まえ、更に充実したものになるよう献立、調理方法等の検討を進めて、地元農産物等を使用した給食を提供してまいりたいと思います。

4点目の給食食材を地場、国産にした場合の試算でございます。

参考として、現在の食材の価格等を反映するために、3月第2週の5日間の献立に基づき試算をしたものでございますが、輸入食材を含んだ通常の場合で329千円の費用、国内産食材のみの場合の費用が493千円となりまして、およそ1.5倍になるかと思います。

なお、試算の対象としました第2週の5日間の献立は、他の週より若干、輸入食材が多い献立でありますことを申し添えます。

5点目の、給食食材への不安に対し、保護者への説明、情報提供はあったのかについてであります。今般報道されました中国産冷凍餃子、マッシュルームは、センターでは使用しておりませんが、各学校には、使用していないこと並びにその旨を保護者へ周知いただきたいことを依頼したところです。なお、各学校においては、保護者に対して参観日、学校だより等によりお知らせをいただいております。

この件につきましては、今月末に配布予定の給食だよりに改めて掲載をすることとしております。

次に、トレーサビリティの確立の必要性ですが、国内産につきましては可能かと思いますが、輸入食材については難しいのではないかと考えております。引き続き、産地、賞味期限等の確認を続けてまいります。

また、国、道等の対応を参酌しながらより安心、安全な食材調達を進めてまいりたいと存じます。

6点目の、給食費の未納の実態でございますが、18年度分につきましては、1戸7,600円の未納がございまして、引続き徴収に努めております。

19年度分におきましては、まだ確定しておりませんが、慢性的に納入が遅れる方がおりますので、これらにつきましても、納入を促し100%になるよう徴収に努めてまいります。

7点目の、文部科学省が掲げる栄養所要量の確保が危惧されるとのご質問でございますが、1食あたりの基準所要カロリーは、小学生650キロカロリー、中学生850キロカロリーとなっております。また、基準栄養価につきましても、12種類以上必要としておりますが、献立は、この基準をクリアしたものになっております。

また、給食の内容が後退しないよう財政支出を望むとのご質問ですが、新年度におきましては、極めて厳しい状況にあると思っておりますが、新年度以降の価格状況を考慮し、関係機関等との協議、検討を進めてまいりたいと思っております。

なお、食材費状況の変動に対応しきれないときには、教育執行方針でも述べさせていただきましたが、給食費の改定、あるいは更なる財政支出をお願いすることも念頭におき、安心、安全で美味しい給食の提供を執り進めてまいりたいと思っております。

最後に 給食モニターの役割を拡充し、保護者の代表として運営委員会との協議に参加してはとの質問でございますが、7年前より各小中学校に合わせて8名の保護者を給食モニターをお願いし、給食の試食をしていただき、味や量、給食時におけるクラスの様子、食育等々についてご意見をいただき、反映をしているところでございます。

ご意見は、学校給食運営委員会、学校給食担当者会議等において検討し、給食指導、食育指導、センターの運営方法改善等々に役立ててまいりたいと考えております。

なお、給食モニターは、新年度におきましても、引き続き実施してまいります。

また、給食モニターの役割拡充と運営委員会への参加ですが、これまでの経緯等を整理いたしまして、今後の課題として前向きに検討させていただくことをご理解をお願いいたします。

なお、この4月からは、センターには、栄養教諭が配置されますので、各学校においての給食指導、食育指導等にあたり、引き続き、安心、安全で美味しい給食の提供を執り進めてまいりたいと存じて

議長
3番菊地議員

おります。

なお、補足いたしますが、ただ今の給食センター所長は大変頑張っておられます。各関係機関と連携をとりまして、より安全な食材の確保に向けて奔走してございます。

また、給食費につきましても20年度の前半は据え置きでということをおっしゃってありますが、やはり無理をして間違いを起こしては大変なことになりますので、行政の支援、また保護者に対してのご理解を求める時期には来ているということが教育委員会等で話をしていただいております。

菊地議員も持っておられますけれども、各家庭には給食だよりというものを発行いたしまして、連絡事項、献立等につきましてより細かな情報を提供しておりますので、ご理解をいただきまして、私の答弁とさせていただきます。

3番 菊地さん

非常に前向きなご答弁ありがとうございました。

また、外国産の食材を使っている実態につきましても非常に具体的な細かいお答えをいただいて本当に感謝しています。このご答弁をいただいた上で申し上げたいことが何点かございますのでお願いします。

まず、使用食材の安全性について、やはり価格を抑えるということが第1の理由だと思うのですが、どうしても先程教えていただいた食材に関しましては、仕入れの段階で2倍、3倍の価格に跳ね上がってしまうのだと思うのです。安全性が確保出来ればこれからは止むを得ない、使っていくようにしたいというお答えをいただいたのですが、やはりお母さんとしては、まず地場産、道産、国内産という順番で食材を考えていただけたら1番ありがたいなと思っています。それから安全性という言葉が非常に出てくるのですが、リスクというのは安全性が確保出来ればというお話がありましても全くゼロということはないと思うのです。餃子を食べた方にしても全くその方にしても、売っている業者の方にしても、作っている方も皆同じような安全だという認識で製造して販売して食べたと思うのです。ただ、いくら安全性を確保出来たとしても、たった1回のそのひと口で健康被害というのは出てしまうわけで、その点に関しては本当に気をつけて食材の選択をしていただきたいと思います。

給食費の試算については私が思っていたよりももっと高くなるかなと思ったのですが、約1.5倍で作れるということなので、これは考える余地もあるのかなと思います。結局その国産食材を使った給食に切り替えるということになりますと、給食費の値上がりということにつながってきってしまうと思うのです。更別村の給食費というのは小学生が200円、中学生が240円ということで10年来据え置いた、しかも村外から転入してきた方達から、とてもおいしい、温か

いものは温かく、冷たいものは冷たい状態で食べられる、これはすごいことだと、更別村に来て給食がおいしいので太ってしまったというような話も良く聞くくらい大変高い評価をいただいているのですけれども、値上がりについて、あと給食のあるべき姿と言うのでしょうか、栄養補給ではなくて食育の観点から見た給食の姿というのを考えますと、やはり出来れば国産の食材を使った給食をぜひ実現させる方向で考えを進めていただけたらいいかなと思います。

それで給食費の値上げの件なのですけれども、これは給食モニターの方達が試食をして色々なご意見を提供して下さるのですけれども、その方達の意見を保護者の方達の代表として、例えば給食費を上げますという検討委員会ですとか、そういうところに参加していただいて保護者の方の意見と理解をいただいて、その上で実施するというふうに持っていったら、より良いのではないかなと思います。給食モニターの方の出された意見に対する回答ですとか、どのように改善されたのかというような情報もきちんとモニターの方だけではなくて保護者全体にこの給食だよりを通じて提供していただけたらいいかなと思いますし、食材の生産地に対しても、ここに給食の献立と食材が細かく書いてあるのですが、そこにもこれは外国産ですなどと組成を明らかにする、それを情報として保護者の方がご存知だということも私はとても大事なことだと思うのです。知っていて子どもが食べるのと全く知らないで後から知っていることとは全く違うと思うのです。ですから是非そこらへんの情報をしっかりと保護者の方に伝えて理解をしていただいて、あらゆることに対して値上げのこと、献立のこと等についても保護者の方の意見を取り入れて協議の場に参加していただくという形を作っていただきたいかなと思います。

議 長
教 育 長

教育長

私の方から再質問に対してご説明をさせていただきます。

価格と安全性との兼合いのお話でしたが、その点についてはご指摘のとおり、安全性が最優先ということは当然のことです。ただ、今回の冷凍餃子でありますとか、マッシュルーム、きくらげ等の関係につきましても日常の利用の中でなかなか予測がつかない、過去ずっと何年も今回の中国産のものを使ってきた経過の中で若干防げるかどうかは別にいたしまして、使う側の流通ルートも含めまして、安心し過ぎていた部分があるのかなという認識は持っているところであります。ただどちらにしても現場の中では開封の時点での匂いの確認、食味の確認とか異物の混入、そういった最新の注意を払った中で多くの材料を混ぜ合わせた中のやり方をしております。原則として安全が確認されるのであれば使わざるを得ないという言い方でご説明をさせていただきました。現実にもう1つの問題として国産の場合、一定の量の確保、更に価格も1.5倍になる、それをそのまま反映した場合には小学生の給食費で300円、

中学校で 360 円という試算が成り立ちます。それが即向かうかどうかはこれからの国の給食用のお米でありますとか、小麦、牛乳等の反映にもつながってまいるところでございますけれども、現在、管内の中でも 1 番高い所で中学生で 257 円、小学生でも 218 円というレベルできておまして、各町村とも連携を取り合ったり議会等の様子をお聞きしましても今現在のままで行くと何か月かは十分やっ
ていける、ただし、これから値上がりの状況とか、品薄によるものの値上がりの状態によって 1 年間確保出来るかどうかは自信がないということから、場合によっては給食の調理の変更をしてでもこの価格を守って 21 年度にあげたいとか、色々な言い方をしております。私どもの方といたしまして基本的に考えておりますのは、安全性を第 1 にということからいきますとある程度保護者の方に負担を増やしていただく、もしくは可能な限りふるさと給食としての村内産のものをもっと増やす等の努力の中で村からの補助金等の増額も途中でお願いすることも若干頭の中に入れて安全性を第 1 に、更に必要栄養量の確保も重点に置きながら進めてまいりたいということで非常にこの先悩みながらの進行になるうかと思っておりますけれども、その折に保護者、学校給食運営委員会、学校給食モニターの皆さんとも十分な相談をさせていただきながらとり進めさせていただきたいと考えているところです。ご理解をお願いしたいと思います。

なお、保護者等に対する情報提供についても今までも続けておりましたし、更に今年度についても学校における給食指導等を積極的に進めているところです。答弁の中にもありましたが、4 月からは正職員、北海道職員としての栄養教諭が給食センターに配置されることが内示として決定しております。4 月すぐからは学校の中のカリキュラムの中に取り入れることが正職員初めての配置でありますので難しいところですが、順次学校の方とも打ち合わせをしていきながら 2 年後に予定されております教育指導要領の改訂の時には完全な形で位置付けできるように順次、その回数、食育指導、食育授業を増やしていくように努めていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

議 長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

村の宝の子どもたちのためにぜひ安全なおいしい給食をこれからも提供していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長
議 長
議 長
3 番菊地議員

この際、暫時休憩いたします。 (11 時 07 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (11 時 20 分)

3 番 菊地さん

2 項目目の質問に移らせていただきます。

2007 年から始まる問題ということなのですが、団塊世代の退職と行政運営についてお伺いいたします。

適正かつ効率的、効果的な行政運営に向けた取り組みについてお伺いいたします。

村は現在、人員削減計画を遂行中かと思えます。職員数の適正管理とのことで、第3次更別村行政改革大綱に基づいて平成17年度から22年度までに7.1%の削減計画とのことですけれども、昨年6月の村議会では国の計画6%を上回る8%近くをとのお話でした。その進捗状況についてお伺いいたします。

また、団塊世代の大量退職が始まりますけれども、今後、多くの職員が退職を迎えられる中、行政サービスの低下を招くことなく、更にその充実を望みます。

そこで質問します。

平成20年度の予想退職者数と予想退職金額の推移をお示し下さい。

また、職員数の定数の管理についてお尋ねいたします。

バランスのとれた組織体制を構築するため、今後の採用の計画はどのようにお考えでしょうか。

次に人事考課とモチベーション管理についてお伺いいたします。

職員の皆さんが、より一層やりがいを感じて働ける職場作り、例えばプランを具現化した成果、やったことが報われる、正當に評価されて、それが給与や人事に反映されるような仕組み作りについてお考えを伺います。

最後に、人材育成、キャリア管理、職員研修についてお伺いいたします。

2007年からは大変深刻な問題でありまして、たくさんのキャリアをお持ちになった団塊世代の方が大量にいなくなるということで、若い人材を採用するのは大変重要なことだと思います。地方自治体として、どのような人材が今後、求められますでしょうか。それから、そのような人材をこれから大きく育成するにあたっての取り組みをお聞かせ下さい。

村 長

菊地議員のご質問にお答えを申し上げたいと存じます。

現在、村職員の適正管理につきましては、第3次更別村行政改革大綱、これは平成17年度からの5か年計画でございますが、これに沿って推進をしているということでもあります。

特に職員定数に関しましては、総務省から平成17年度に、社会の動向等から国民の理解を得られるようにと全国の市町村の取り組みの指針となる集中改革プランが示されまして、村はこれに基づいてひとつの基準として推進をしているということでもあります。目標といたしましては、平成17年4月1日現在、村職員、準職員を含めて99名の職員であったものを平成22年4月1日までに92名、7名減の7.1%減となるものでありますけれども、それを目標としているものでございます。平成19年4月現在では職員数の数が92名ということになっておりまして平成19年10月には専門職の前倒し補充ということもありまして、1名採用して93名になっているのが現状でございます。

平成 20 年 4 月にも今の予想では、1 人採用して 94 名にしてまいりたいと思っているところでございます。

そこで 1 点目の平成 20 年度以降の予想退職者数と予想退職金の推移でございますけれども、平成 21 年度末までの退職者は 4 名でございます。退職金は現行の市町村退職手当組合理約から算定いたしますと、その 4 名で約 97,200 千円と算定されるものであります。また平成 22 年から平成 26 年度末までの 5 か年間では、18 名の退職者が見込まれてございまして、退職金につきましては、約 510,000 千円と見込まれるものでございます。退職金の支給は加入する市町村退職手当組合から支給となるものでございまして、その支払いの原資といたしましては、毎年職員の給与の支払額に応じて村が負担金として収めてございしますが、それを原資としているものであります。退職者の多い年だからといって、この負担金が多くなるということにはございません。毎年、その給与の支払い額に応じて支払っているということでございます。ちなみに平成 20 年度は一般職、準職員、94 名分の負担金でございますが、総額 68,640 千円を見込んで予算化しているものであります。

2 点目の職員数の定数管理及びバランスの取れた組織体制の構築でございますが、1 点目でお答えを申し上げたとおり、退職者が固まっておりますので、定数管理を前提に前倒しを含めて、また若年層の年次別バランス等を考慮し、採用を進めてまいりたいと考えているところであります。また現在、ご承知のことと思っておりますけれども、職員のバランスが取れていない組織体制にあるわけでありまして、このため組織機構は常に生き物であると思っておりますので、職員の状況等も考慮し、必要に応じて組織の見直し、改編等、柔軟な対応により行政サービスの低下を招かないように進めてまいりたいと思っております。

財政面での人件費総見込み額の経年変化でございますけれども、一般会計ベースとして平成 20 年度、680,000 千円程予算化をしておりますけれども、ここ 2、3 年が人件費のピークと思っております。それ以降、10 年間程減少傾向にあるということであります。

3 点面の人事考課とモチベーション管理による、よりやりがいのある職場づくりについてでございますけれども、人事考課として、平成 17 年度から当時の参事職、平成 18 年度から主幹職、平成 19 年度からは全職員を対象として人事評価を試行しているということであります。それぞれの管理監督者との面談の上に職員一人ひとりがその年の目標を設定いたしまして、中間の見直しを経て実績達成度により評価をする方法で行っているわけでありまして、しかしながら、限られた職員の中で地方分権、自主自立の対応、更には少子高齢化社会を迎えまして次々に行われる制度改正、これは住民には目に見えない業務の増大があるわけでありまして、こうしたことから特に日常の管理職と職員の意思疎通、信頼関係が大切であると思っております。

ざいまして、管理職と一体となってこうした努力をいたしたいと思っていますところでありまして、今後更に人事評価制度の試行結果や国の試行を参酌いたしまして、本施行に向けた準備をしまいたいと思っております。

最後に4点目の人材の育成、キャリア管理、職員研修でございますが、村の採用にあたりましては、特殊技能資格者の採用は、村及び教育委員会で行ってございますけれども、一般事務職員の採用にあたりましては、十勝町村会が主催する十勝町村職員採用資格試験に合格した者を対象に面接をいたしまして採用する仕組みとなっております。この4月に採用する職員については、十勝町村職員採用試験に合格した者、更別村を希望する者19名の中から1名を選考したということでありまして、採用後におきましては、道及び町村会が主催する段階的研修制度により計画的に研修を行ってございまして、また、道、国、他町村との職員交流の活用、更には全国市町村振興協会主催の通称、市町村アカデミー等、数多くの研修の場がございまして、それぞれ担当業務を調整しながら課長職から一般職まで、これは十分とは思われませんが、研修に参加をさせて資質向上に努めているものでございます。

また、ご質問の職員のホスピタリティの向上が必要だということでございますが、その通りだと思っております。ただ、民間企業での職員研修となりますと、現在その余裕は残念ながらございませんので、平成19年度も勤務を終えてからの講師を招いての接遇研修等を行ってございますが、これら研修を通して向上を果たしてまいりたいと思っております。また、更別村のような小さな村におきましては、職員自ら地域、社会活動に積極的に参加することによって自然と養われ、醸成されるものと思っております。職員の積極的な参加に期待をしているところでございまして、職員の資質向上、研修のあり方等を検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

3番 菊地さん

ありがとうございました。

今お答えいただいた中で何点かもう1度お伺いしたいことがございますので、よろしく申し上げます。

人事考課のことです。

全職員の方を対象に人事考課を行っていらっしゃるということですが、このやったことが報われる、評価されるということで、それが給与に反映されるというような仕組みはございますか。

次にこれからたくさんの方々が退職を迎えられる、26年度までに21名の方が退職されるということで、例えば消防ですとか、技師の方ですとか、特定の技能をお持ちになった特定職業の方々についての職員不足ということはございませんでしょうか。

議長
3番菊地議員

それと職員のホスピタリティの向上のための研修ということで、民間研修の余裕はなしというお答えを伺いましたけれども、研修に出す余裕はなかったとしても民間の方をお迎えして民間の顧客対応の能力を職員の方たちに研修するですか、そのような具体的なお考えはありにならないでしょうか。

議
村

長
長

村 長

職員の人事考課でございますけれども、給与に反映させていくのかということですが、将来的にはそういうことになるかと思っております。ただ現在は少ない職員一人ひとりが最大限の力を発揮していただくことが一番重要な問題でありますから、やはり一生懸命やった者が報われるように面接を重視して直近ではやってまいりたいと思っております。給与に反映させるには、まだまだ規定の整理、国との動向も見なければなりませんので、国、道の人事考課のあり方についてまだまだ研究して、進めていくことになるかと思っております。現在は、職員一人ひとりの資質向上を目指してまいりたいと思っております。

それから技術職員が大量退職によって支障がないのかということですが、特に消防のことを言われてございますが、やはり1つの所でこれを解決することにはなりませんので、今後は広域消防の中でそれらが改善されていくものと思っております。ただ、私どもの場合は、ある程度、救急救命士等の要請については積極的に行っておりますので、当面は大丈夫だということですが、将来的には十勝1本の広域的な動きでなければ村は改善されない問題だと思っております。そのホスピタリティの向上の問題でございますけれども、企業に出す余裕はございませんので、講師を招いてということですが、これにつきましては、平成19年度も講師を招いてやっておりますので、そういった形でこれはとり進めてまいりたいと思っております。

議
3番菊地議員

長
長

3番 菊地さん

更別村のようなこのような小さな自治体ではたくさんの仕事が権限委譲されている中、行政サービスですか住民サービスを低下させることなく、皆様のご努力によって十分なサービスを住民の皆さんに提供していただけますようお願いいたします。

あと、職員の定数が減って少数精鋭でたくさんの仕事をこなして住民の皆さんの満足度をアップするために今後とも十分な職員研修を行い、そしてやる気の出るような職場作りに努めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議
6番松橋議員

長
長

6番 松橋さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い2点について一般質問させていただきます。

先般、私、五十嵐課長と村のご協力を得まして和牛振興会の組合

に認定されまして、4月1日から北の41番ということで、まずはその番号に恥じないように皆で頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

私は2つについて質問させていただきます。1つにつきましては広域連携事業について、もう1点目は森林行政について質問させていただきます。

まず、1点目の広域連携事業につきまして、実は先般、議会が始まる時に道新に中札内の人を更別幼稚園が受け入れると大きな見出しが出まして、若干びっくりはしていたのですが、ただ村長の執行方針の中で、より効率的な行政運営を行っていくためには、管内的な広域事業を進めると同時に特に隣接する中札内村との自治体事務事業の連携は行政コストの低減、住民福祉の向上に資すると、実施可能なものから取り組むというお言葉がありましたので、現実的にどういうことなのか、まずそのことについてお聞きしたいと思います。

それと実は今、道におかれても市町村再編で随分大きく取り上げられている時期でもあります。更別村においても前安村村長の時に忠類村、幕別町との合併協議に参加をしまして、更別村は、3村は無理だということで中札内村との話し合いは応じていませんでした。それで非常に申し上げにくいわけですが、私どもも中札内村とは農協関係でも1番仕事はしていますし、幕別町については若干問題があるということで、あの時に色々と問題視されたわけなので、すけれども、今回、岡出村長になりまして今回の広域連携事業と中札内村との将来の関係につきまして具体例を挙げて説明を願いたいと思っております。

村 長

松橋議員の広域連携事業についてお答えを申し上げたいと思っております。

広域連携事業につきましては、十勝圏複合事務組合による滞納整理を行う十勝市町村税滞納整理機構をはじめ、現在、多くのことが検討されているわけでありまして、

こうした十勝的な連携、南十勝ブロックでも種々の共同事業を行ってございますけれども、その中で中札内村との広域連携につきましては、更別村と中札内村は分村以来、良い意味で競い、発展してきたと思っております。そしてそれぞれの町村におきましては、大きな財産を築いてきたということでありまして、これをお互いの連携の上に有効活用することが住民福祉の向上、経費の節減、相互交流によるお互いの理解を深める機会にもなるということで、私はそのように思っているところでございます。本村は市町村合併協議から離脱をして、自立を選択した以上、厳しい財政状況を乗り切るための一つの手段としても有効なことと思っております。協議を進めているものでございます。

昨年10月以降、広域連携の推進について中札内村との協議の中で、20数項目それぞれ提案をして今年から即できるもの、あるいは中、長期的に検討し、実施していくものについて現在、両村で検討しているところでございます。

主な連携の内容といたしましては、スポーツ教室の合同開催だとか、職員の合同研修、更別村民プールの学校授業での活用、中札内村の文化創造センターを活用した児童生徒向けの授業の実施等を検討しているところでございます。

先日の新聞報道によりまして、予算特別委員会でも質問がございましたけれども、更別幼稚園の中札内村園児の受け入れにつきましては、この広域連携の対象項目に入れてございまして、中札内村の希望人数の把握や実態の可能性について現在、両村で協議を進めているところでございます。

この4月から実施ということにつきましては、今日、道新さんも見えてございますけれども、私どもはそれを言った記憶はございませんので、その辺は誤解のないようお願い申し上げたいと思っております。

いずれにいたしましても広域連携による共存、共栄の手段としても大切なことであると思っておりますので、今後とも中札内村との連携、協議を深めてまいりたいと思っております。

合併のお話もございましたけれども、私はやはり住民に合併の問題については周知していくことが大事であろうと思っております。これまでの合併のあり方というものが、とかく財政ありきの合併であったものでありますから、より都市化が進み、格差が拡大したということでございまして、平成の大合併、平成21年の末には新合併特例法が切れるということになってございまして、それには私は乗っていけないと思っております。より近隣との連携を深めた中で、また住民の皆さん方の声を聞きながら最終的に合併するかどうかは住民の判断によるものと思っておりますので、そのような考えでこの問題については対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

6番 松橋さん

やはり、今の村長のようにはっきりと考えて言っただけだと非常に住民もわかりやすく、理解がしやすく、よろしいかと思えます。何か中札内村と一緒にやろうとすると合併ありきのように住民がとる、また先走っているのではないかなどと、この間の新聞報道のようにびっくりすることになるので、私は今の村長のお答えで十分だと思います。

それで先般の新聞に小さく出ていたのですが、府県は非常に合併が進んでいて、新潟県の上越市と岐阜県の高山市はまちづくりシンポジウムを開いた。それで従来のような公共施設の充実度ではなくて、伝統文化を守る住民活動が定着しているかどうかといっ

議長
6番松橋議員

た村格の考えに基づく新たな資料を使い、地域の豊かさをという提案があったということは、要するに合併をして財政面であちらのまちがいっぱいいっぱいだから、こちらは豊かだからという合併ではなくて、皆で住みやすいまちをつくろうという、非常に勉強不足で申し訳ないのですが、これは有名な民俗学者の柳田邦男氏の「人には人格があるように、村には村格がある」というのが根っこだそうです。もし、村長がこれからも合併の論議がありきではないと言いながらも、もしそういうことでどうしても今、そういうお答えがあった時には最優先でそういうことが合併の頭に来てほしいと思っております。

議
村

長
長

村 長

平成の合併がそういうことからうまくいっていないと言いますが、合併したとしても失敗したとかそういう意見が聞かれるわけです。ですから私は将来的には3,400人の村でありますから、その中で100人の職員を賄っていくということは困難なことだと思っています。ですから赤ちゃんから高齢者の方々を含めて平均して34名で1人の職員を賄っていくことになるわけでありますから、これは大変なことだ、その中で理想的な合併というのはいりえないことでもありますけれども、いかに町村の誇りを捨てないようにしていくのが大事なことだと思っておりますので、私はもしそういうことになりましたら、住民と共に十分に話し合いをし、理解を得られるような活動しながらとり進めてまいりたいと思っております。

議 長
6番松橋議員

6番 松橋さん

次の森林行政についてお伺いしたいと思います。

ご承知のように委員会として更別森林組合の件につきましては、8回の委員会を開き、先般の定例会の冒頭で委員会報告は議長宛に出しているところであります。

先般、村の監査委員からも森林行政については今日環境、災害問題等、一時の停滞も許されない状況の中で道の常例検査報告を遵守し、村も更なる行政指導に努め本来の森林組合活動が出来るように努められたいと提出されておりますし、私どももいただいた道の監査報告の中にも道としてもこれまでも出来るだけ透明性の高い運営を行うように指導してきたところでありますが、今回、組合員から請求のあった職員給与等に対する情報提供の対応にあたり、説明内容が不十分である等、不適切な面があり結果として組合の信頼を失い、組合の運営に影響が生じていることはまことに遺憾である、それで実は森林組合の過去5年間の決算書類を見せていただくと非常に利益率が高いというか、要するに良く言えば健全経営、非常に運営状態がよろしいということで、なぜだろうと私自身勉強してみました。それで6月の定例会に同僚議員が森林組合のことで村長に質問をした時に、村としては道の監督権限の中ですから村は関係ないとは言わないですけれども、道ですというお答えがありました。そ

れで本当にそうなのか。実は村と道からの予算も含めて平成 18 年まで発注の仕事を報告書から調べますと、平成 14 年が 41,000 千円、平成 15 年にあっては 108,100 千円、平成 16 年は 59,000 千円、平成 17 年は 45,000 千円、平成 18 年は 33,000 千円、これは村からだけではなくて道の事業ももちろん入っていますから、こういう金額になるのは当然なのですけれども、果たして 20%の出資を持っていることも含めまして、村は森林組合の運営は理事者がいますし、監事もいますからそこにはタッチしないということが本当なのかどうか非常に疑問に思いました。それで小さいことも若干拾ってみましたら、いつの年でも交際費と旅費、交通費があがっていて、例えば平成 15 年に交際費が 2,007 千円、例年は 350 千円程度なのですけれども、ちょっと理解に苦しむところがあり、どうしてこういう経営が出来るのか。森林組合は公共性の高い森林を育成しているという定款があって、私の身内も平成 17 年に台風被害の落葉があって聞いてみたのですけれども、森林組合が来て機械でがんがん刈って持って行ってお金については補助金の 70 千円程度が普通預金に入った、どう考えても納得できない、結局利益がこれだけ上がっているということは組合員の精神はもちろん外れているのは道の指摘にもあるからわかるのですけれども、材料、原料代が適正であったかどうかという数字的な問題は今、組合員と係争中ですから、これについてはしませんが、例えば組合員が材料を売った時に果たしてそれが正規だったかどうか数字的に見ても信頼度がない、結局、数字はその組合員にしかわからないのですけれども、この山が 500 千円ですよということで森林組合にお願いをした時におそらく 500 千円の中から運賃や切賃や経費が全部引かれているのではないかと思うのです。そうではなくて、これは 500 千円ですから、これが組合員にいくのが普通なのかな、経費は森林組合の中で、でなければ組合員運営というのは、かかったものに手数料を賦課するのが常識的なものだと思うのです。1,000 千円であれば 2%、上部団体であれば 2%払って、4%払って運賃がいくら、切賃がいくら、経費がいくらで、あなたはこうですよというのが本当の姿だと思うのですけれども、どうもその辺が見えていない、1 番問題なのは運営者であるはずで、理事者 6 名、監事 2 名がいて、ただ通年的に所得をあげているところに 18 年まで補助金を出してきたことについてはうまくない、道の監査にも近隣組合との親睦に使われた面もあるし、本当から言えば戻していただきたいくらいなのですけれども、ただ本当に森林行政、サミットがありまして考え直されていると思うのです。その時に組合員があんたは森林を持っていないからやめなさいとか、出資金もおそらくそれで戻していくと今の 29,000 千円がどのくらい減るのはわかりませんが、今のそういう状態を村として村長の中では村有林の整備につきましても、周辺景観等に配慮し植栽を考えるとともに森林の持つ多面的機能が発揮できるように整備をしてまいります。

また民有林については林業採算性の問題により林業生産活動の停滞、森林所有者の高齢化等から森林施業意欲が減退の傾向にあります。このため、森林所有者による計画的、一体的な森林施業の推進を図ってまいりますとうたっているということは、森林行政も大事だということを書いていると思うのです。ただ、今の状態で村は行政指導をしないで、委員会で言いましたように更別村は今、中核的森林組合に入らなければ補助もおそらく減るでしょうし、色んな弊害はあると思うのですけれども、それを投げておくというのは、僕はリーダーとしてあまりにも無責任だ、それともう1点は情報開示、今、住民が情報開示を求めた時に、はっきりと出てくるのが普通だと思うのです。ただ、組合に関係のない人達でも今の更別村の状態はよろしくない、その状態をきちんと直すのは村長のリーダー性だと思うのです。このことに触れないで十分これをやりますと言っても職員の皆さんもつらいでしょうし、私達もいつも奥歯にものが挟まっているという気がします。僕としてみれば今の岡出村長ばかりではなくて通年的に補助金を出してきたことも含めて、総会が毎年開かれている中に過去、来賓で行かれていて出資団体として注意喚起がなぜなされなかったのか、組合運営の基本というのは組合員なのです。組合員があって、その組合員が頑張って森林を守ったり、植えたり、そのためにはそこに応援をすると、全てそこが原点なのですけれども、今回の問題については50年生の落葉があって、十分あれですから、これは別に森林組合でなくても一般の業者でも赤字にはならないと思っています。それで、ちょうどいい機会に森林環境税ということで2009年におそらく新聞にも書いてあるとおり、洞爺湖サミットに向けて道も急遽考えた話でしょうけれども、森林というものは将来に向けて私達が責任を持っていく、次の時代について、僕らも村長も同じ年代でわかっていると思うのです。過去、馬そりが交通手段でしたから、馬が糞を垂れると、これから春先乾いてきたら全部それが風で舞い上がって馬ふん風、更別村は軽い火山灰ですから本当に被害が出た時には大きな被害が出る、今、なぜ風が吹いても少ないかということと秋蒔小麦の作付けが増えていまして約4分の1ありますから、そこでストップとなる。それであっても森林についてもきちんと将来に向けて残していくべきだと思っています。今のこの村の混乱、組合員と森林組合とがお金が多いとか少ないとかで係争していること自体がまともなスタイルではありませんし、特に長い間、行政の税金を投入してきたことも事実でありますから、色々な意味で将来に向けて村長の考えをきちんと述べて整理をして、今年度の事業に臨んで欲しいと思っています。その辺を含めてお答えを願いたいと思います。

村長

松橋議員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、まず環境税の問題が出ましたが、環境税については今、道の方で鋭意検討し

議
村

長
長

て、また各種審議会の意見ももらって検討しているということでございます。森林の多面的機能、多くの機能を考えますと私は森林の持つ役割というのは大きいと思っております。環境税については現在、福祉面でかなり道民の負担が増えてございますので、それらを十分考慮して環境税を導入し、森林の整備にあたっていただきたいと思っております。

森林組合の問題に関しまして、種々ご質問がございましたけれども、利益率が高いということでありまして、経営手腕と言ってしまうとそれきりなのではございますけれども、やはり現在更別村におきましては国営のかんがい排水だとか、そういう他の要因で利益を結構生んでいるのではないかと感じてございまして、特に更別村の森林所有者から利益を上げているというような実態は、私はあまり見られないと思っております。これにつきましては色々と分析をしなければならぬと思っておりますけれども、いずれにいたしましても道の常例検査も受けてございます。そして多くの指導がされているわけでありまして、私どもも道と連携を取りながら森林組合の指導を行ってまいりたいと思っております。ただ森林組合は森林組合の法人としての独自性だとか自主自立を原則としておりますから、私どもが指揮監督命令には至らないと思っております。その中でどのような調整を図っていくのかということでございますけれども、個々の問題についてそれぞれ判断をして道と一緒に対応してまいりたいと思っております。情報の開示、補助金の問題、それらがありましたけれども補助金につきましてもこれまでずっと続けてきたわけでありまして、ただ補助金の交付につきましても、それぞれの年、それぞれの指導者が必要だと思っております。判断して出しているものでありますから私は補助金の交付が間違っていたとか適正でなかったということは思っていないところでありますので申し上げておきたいと思っております。また、各種の事業につきましても、それぞれの責任の範囲でやっておりますので私は事業が適正に行われているものだと思っております。森林組合の組織の理事者のことも出ておりましたけれども、やはり森林組合は組合員が選んだ役員、そして経営者が責任を持って行われているものでありますから、やはり責任の中できちんとやってもらいたい、これが一步経営的に間違ったということで大きな負債だとか損失を出した場合には、それぞれ責任者の中でやっていくものでありますから、村が補てんするとか、そういうことには全くなならないものでありますので、今後とも経営者の責任能力を發揮してやっていただきたいと思っております。

森林環境税につきましても私の考えを申し上げたところであります。ただ森林環境税の仕組みだとかにつきましても、まだ固まっておりますので、これから注意を払いながら私どもは検討させていただきたいと思っておりますけれども、森林の整備にはこういうもの

議長
6番松橋議員

を含めた財源確保の上にきちんと対応していくことが大事だと思っ
てございますので、そのようなことを多くの村民が思っているとい
うことでございますので、私どもとしては十分鋭意努力してまいり
たいと思っております。

6番 松橋さん

今お答えをいただきました。

森林環境税のことは道も2009年を目指しているだけでどういう形
で出てくるかは若干わからないにしても、今、森林組合について3
点程ありますけれども、森林組合は個々の経営ですから理事者
もいますし、村としての責任はないとは言いませんけれども、そ
ういうお答えがあったのですけれども、まず1点、果たしてそうす
か、2割も出資をしております。それとやはり随意契約で問題はない
と言われておりますけれども、多い年にはいくら風倒木が多くてその
ときは大変であったにしても、それだけの道費なり村費が入れられ
ている中で問題がないと、村としては監督責任がないというような
お言葉ですけれども、それについて私は逆だと思います。やはり村
有林を委託して植えたり買ったりする時に職員を含めてそこにはタ
ッチしているのでしょうか、そこは村長と僕との考えの差なの
のかもしれませんが、補助金をもらっている団体があまりにも雑な
運営をしている、それに対して監督責任がないということはありません
と思います。随意契約の問題については契約的には問題がない
と言われていましたけれども、例えば森林の売り払いを若干入札関
係で見積合わせで出ていますけれども、村からいただいた資料で随
意契約見積もり合わせ、35件のうち29件、平成14年から18年まで
あるのですけれども、予定価格2,100千円、実際売り上げ価格4,290
千円、平成15年にも3,190千円の見積で実際は6,140千円と、あま
りにも一社随契というものに慣れきっていたのかなと、それしか
ないと、組合員も同じだと思います。村長は個々が運営している
というお話ですけれども、その辺は若干違うと思います。それとい
くら1社しかないとはいえ、随意契約が通年行われてそれは法的な
問題はないのでしょうか、その辺も含めてもう少し考え直してい
くお気持ちがあるかどうか再確認をしたいと思っております。それ
と、組合員が減る、色々な意味で合併を後押しするようなお考え
がないのか再度ご質問いたします。

議長
村長

村長

森林組合の管理監督ということについて、私はやはり慎重である
べきだろうと思っております。ただ、一般的な行政指導はしていく
ということですから、指導と管理監督とはものすごく意味合
いが違いますので、その辺は誤解のないようにしてほしいと思っ
ているところであります。

それから随意契約の適正化につきましては、過去ずっと検討して
いる課題なのです。ただ、春の植栽等はいっぺんに集中するもので

すから、それぞれの苗木の配分だとか色々な条件をクリアしなければなりませんので、全道的に森林組合との随契、そして地元業者との随意契約の割り振りの中でやっているというのが実態でありまして、更別村だけこれから外れてやるということにつきましては、かなり困難な面があるということでもあります。要するに事業が適正に行われるかどうかという問題になりますので、その辺は私どもも慎重に検討しながらやっていきたいと思っております。ただ事業費の積算だとか執行にあたっては極めて精査をしていかなければならないと思っております。

それから統合、合併の問題でありますけれども、森林組合の事業量が増えているのは結構国営かん排だとか色々な事業の絡みの中で事業量が増えて利益も出しているということもあります。その中で基本的な森林の面積というものは、更別村は極めて少ないわけがありますので、将来的には合併に向かわざるを得ないということでもあります。現在、森林組合からもその合併を目指しているので協力してほしいという要請もありますので具体的になってまいりましたら、鋭意協力し努力をしてまいりたいと思っております。いずれにしても小規模の森林組合におきましては、合併は避けて通れないものがありますから真剣に考えていかなければならない問題で、そして村も協力していくということでもあります。

それから村の出資金が多いというお話もございましたけれども、その辺につきましては株式会社と違うものですから一組合員としてやっているわけですがけれども、その辺は村としての責任は十分感じておりますので正常化に向けての対応は努力してまいりたいと思っております。

6番 松橋さん

今、村長から最後に村としての責任も感じているという言葉がありましたので、納得はします。それと森林組合から合併の推進の願いが来たということを始めお聞きしました。それが当然理事者がこれだけ混乱をして臨時総会も収拾がつかない状態でいく中では遅すぎたのではないかと逆に僕はそう思います。これだけ公共事業を使っているということはやはりいくら個々の組織であっても公共団体に近い仕事をしているといわざるを得ないと思うのです。それだけ売り上げに協力してくれた組合員がいろいろなことをしてくれたら期中還元の中で原木代、立米いくらとか払ってあげるのが組織だと思っております。このことについては協力的にこれから合併論議が入った時に色々な意味で援助してあげていいスタイルで森林行政が進むように期待をします。特に更別村の森林組合は、たくさんの人を抱え込んでいるわけではないので、お金とちょっとした機械と事務所ですから嫌われないと思っておりますので、ひとつそのことも含めて強かに押し進めてほしいと思っております。

議長
6番松橋議員

議長

村長

議 長
議 長
議 長
2 番高橋議員

合併の問題は森林組合としても考えているので、その節は協力を
して欲しいということでありますので、協力していくということで
申し上げております。ただ、合併の問題は相手の問題がありますの
で、これはその辺を十分検討しながら進めていかなければならぬ
と思っております。ただ原木の代金の問題とかそういう問題につき
ましては森林組合の総会の中で十分ご質問していただいて聞いてほ
しいと思っております。ただ、公共事業が多くてそれが利益の大半
を占めているということでありますけれども、村からの発注の工事
は、道単価は使ってございますけれども、更別村の平坦なところで
の植栽事業等については難易度もないわけですから、その辺を考慮
して他の町村よりは単価は管内では 1 番低い方だと思います。そう
いう単価の設定の中で発注しております。特に随意契約だから他の
町村よりも高いとかそういうことにはなっていないということをご
理解いただきたいと思いますと思っております。

ご質問いただいた趣旨はよく受け止めて努力してまいりたいと思
っております。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。 (12 時 25 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (13 時 30 分)

2 番 高橋さん

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い 2 点について一
般質問させていただきます。

最初に地域通貨事業に対する村としての支援はということで、地
域通貨事業については平成 17 年 10 月、更別村地域通貨事業検討委
員会が発足され、平成 18 年 12 月 18 日、第 5 回検討委員会において
NPO 法人による地域通貨事業参加が決定され、平成 19 年 3 月 30 日、
第 7 回最終検討委員会において 2 年間にわたり検討してきた成果と
して地域通貨導入調査研究事業報告書が提出されまして承認された。
平成 19 年 4 月、広域通貨準備室を設置し、現在に至っているところ
であります。現在、生活が豊かになって便利社会、少子高齢化、核
家族化が進み、価値観が多様化する中、地域における住民の協働意
識や連帯感が薄らぎつつある状態にあり、暮らしや子育て支援環境
を守る地域住民の自発的な活動が求められております。また、生活
様式が都市型化することにより、消費者が地域の商店から近隣市町
村の大型店に流出するようになってきており、このまま推移すると
生活弱者と言われる人達が残り、地域内交流や歴史文化の保全がま
まなくなる状態であると思っております。まちの基盤、形成を失いか
ねない、そこで活動手段としてコミュニティの活性、ボランティア
の活動の促進、地域経済の活性を図り、住民の福祉と心の豊かさ向
上、地域活性化発展を目的に展開するとのことであります。村も第 5
期総合計画において村の良さを保ち、協働のまちづくりが見える元
気なまちづくりを目指し、いつまでも住み続けたいまちを提唱して
おり、また村政執行方針の中でも必要な支援をしてまいりたいと存

議
村

長
長

じておりますけれども、村長はどのような対策をお考えでおられるのか。私はこの地域通貨事業を通じては協働のまちづくりの発足の第1歩だと思います。よって事務所は庁舎内に設置していただきたいことを望みます。また、ある程度の資金の助成とは思いますが、村長のお考えをこの2点についてお伺いしたいと思います。

村 長

高橋議員の地域通貨事業に対するご質問にお答えを申し上げたいと存じます。

地域通貨事業に関しましては、ご質問にありましたとおり、平成17年度から2年間にわたって、各関係者からなる検討委員会において十分検討が行われまして、NPO法人立ち上げ、地域通貨事業に取り組むことを決定したということでもあります。その後、事業に係る計画づくり、NPO法人の立ち上げが進められまして、今年2月、NPO法人設立世話人会から、村に対しましてNPO設立及び事業に対する支援の要請があったところでございます。この要請に対しまして庁内で検討の結果、地域通貨事業を通じ、地域コミュニティの推進、ボランティア活動の促進、地域活性化、地域振興に資する事業であるとして、その推進、支援を図るために、この3月13日の課長会議にて村の総合窓口を企画政策課とし、各関係課及び関係機関との総合窓口といたしたところでございます。

このNPO法人の設立事業資金の支援の考え方につきましては、当初予算に間に合いませんでしたので、全員協議会等でご説明をいたしたいと思っておりましたところ、ご質問をいただいたところでございます。まず、NPO法人の設立及び事業化資金の支援でございますけれども、かねてから社会貢献やまちづくり推進の観点から総合計画においてもNPO法人の設立を進めることとしておりましたので、支援内容、支援年限等を十分精査し、必要な資金の支援を行ってまいりたいと思っております。また、この支援予算につきましては、当初予算に盛り込むことが出来ませんでしたので、設立に支障のないよう補正予算による対応をお願いしたいと思っております。また、事務所の件でございますけれども、NPO設立世話人会からも、このことについて要請がありまして、役場1階の空きスペースの提供を考えているところでございます。

ただ、正規の事務所につきましては、市街地活性化計画の中で、例えば空き店舗の活用等、これから設立されますNPO法人と協議、検討してまいりたいと思っております。以上お答えいたします。

2番 高橋さん

ただ今私のお聞きしたい、または要望のことは、ただ今村長よりご同意いただいたかなと承知する次第でございます。

この活動はNPO法人として活動の内容の案としてでございますけれども、保健・医療または福祉の増進を図る活動、まちづくりの推進

議 長
2番高橋議員

を図る活動、環境の保全を図る活動、また子どもの健全育成を図る活動、経済活動の活性化を図る活動、消費者の保護を図る活動等となっております。お年寄りから子供達まで、この NPO 法人を通じて達成されることがこれからの住みよいまちづくりになるかと思う次第でございます。事務所は役場庁舎内という意見でございました。また支援につきましては予算等に盛り込んでおりませんが、これから検討していただくということで、もう 1 度村長の前向きなお話を聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議
村

長
長

村 長

地域通貨券事業につきましては、こういう小さなエリアでございますので、地域通貨券事業だけでは、大きな効果をもたらすことは出来ませんが、地域通貨券事業を通して様々な効果をもたらすということでありまして、そういう考えのもとに必要な支援をしてまいりたいと思っております。ただ NPO 法人と言いますと、行政の監視を受けない形で自由な活動というものが必要になってくるわけでありまして、その中でそれらのバランスを取りながらの資金援助となることが 1 番望ましいわけでありまして、それらを精査しながら対応してまいりたいと思っております。この NPO 法人設立にあたりまして現在準備を進めている方々、これは本当に数年来の努力の結果と思っております、その人達に敬意を申し上げながらまた支援をお約束申し上げて答弁とさせていただきたいと思っております。

議 長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

次に 2 点目でございます。

村単独の小規模土地改良事業の実施についてということでご質問させていただきます。

現在、村では単独事業といたしまして、明渠排水事業助成金が単年度事業で本年も継続されると承知している次第でございます。

また、道営畑総整備事業が南地区で平成 20 年より、北地区が平成 21 年より、それぞれ始まるわけでございます。更別村の耕地面積は約 11,600 ヘクタールであり、ある程度は事業で整備は出来ると思うのですが、まだまだ土地改良において農業生産者の希望は多いのが事実でございます。また、個人である程度自由に出来る便利さもあると思っております。

現在、農業機械も大型化しており、ハーベスタ等は石礫にも弱く、希望も多いと思われませんが、村長の考えを伺いたしたいと思います。

また、事業費についてはどの程度見込めるのか伺いたしたいと思います。

議
村

長
長

村 長

ご質問にお答えを申し上げます。

村単独の小規模土地改良事業の新設についてのお尋ねでございます。本村におきましては、現在、国及び道が直轄し、村と連携をし

て行われております土地基盤整備といたしましては、平成 23 年度完成の国営かんがい排水事業、平成 20 年度完成の直轄明渠排水事業、道営の事業といたしましては平成 26 年度完成予定の国営かんがい排水と連携して実施されております道営畑地帯総合整備事業が行われているところであります。これらにおける今後の村の負担でありますけれども、事業計画を含めた概算で申し上げますと、国営分につきましては約 950,000 千円、道営分では約 230,000 千円の負担が伴ってくるということでございます。また先程、ご質問の中にもございましたけれども村単独の事業といたしましては、昭和 54 年から更別村明渠排水事業を実施しておりますが、これは一定の事業地内の受益農家及び利害関係者の理解を得て地域の事情等を勘案し、2 戸以上の受益者が共同施工する場合に補助をしております。平成 19 年度は 1 件、72 メートル、78 千円程の補助の実績となっております。石礫除去に対する土地改良事業といたしましては、道営畑地帯総合整備事業の生産基盤整備事業における土層改良に該当するわけであります。この事業要件といたしましては、25 センチの作土に 35 ミリ以上の石礫が 5%以上含まれる場合に事業の対象とされるものでございます。この道営畑地帯総合整備事業に係る土層改良は、平成 11 年度の更別西南地区から実施された経緯がございまして、西南地区、東雄地区合わせて 136 戸の 550 ヘクタールで土層改良事業が行われてございますけれども、このうち石礫除去に関しましては 108.11 ヘクタールが実施されたという経過があります。現在、この道営事業である更南地区と勢雄地区に係る道の説明会や要望の聞き取りが行われておりますけれども、平成 20 年度から 26 年度までの土層改良事業の事業計画では 106 戸で 912.5 ヘクタールの希望があると聞きしているところでございます。本村における土地基盤整備等の状況をご説明申し上げましたけれども、議員の提案のある村単独の小規模土地改良事業の新設でございますが、現在、この道営事業の聞き取り調査を行っている道営事業において、なるべく計画されるようお願いしたいと思っております。そこでどうしても希望しても先程の事業要件以外の理由で採択されないケースがどのくらい出てくるのか、また道における事業要件に実際に合わないものなのか、それらにつきまして調査をさせていただいて、その中でその調査結果に基づいて再度検討させていただきたいと思っております。

以上答弁とさせていただきます。

2 番 高橋さん

今、村長より道営畑総事業の希望の調査をした中で単独土地改良事業については取り進めていきたいということですが、この事業費につきましては客土がヘクタールあたり 1,700 千円、除礫については 2,600 千円、反当にしますと客土で 34 千円、除礫につきましては 52 千円の自己負担があるということで合計いたしますと 86 千円とい

議長
2 番高橋議員

うことで、なかなか道営畑総事業の希望を大口で資金力のある人はなされると思うのですけれども、資金力のない場合には若干、肝心なところだけ整備するという方もおられると思います。それは相当である程度自由に出来るかとは思いますが、その辺を配慮した中で、調査をしてからと言うのですから、調査をして住民の意見はあるのですけれども、調査した内容については、私は何とも言えませんけれども、そういうことでお願いしたいのと、また近隣町村でも客土、トラック1台 2,500 円、除礫に関しても 2,500 円とか限度に関してはトラックで 50 台以内とか、除礫については機械で 40 時間以内等やっている町村もございますので、その辺検討して前向きに考えていただければよろしいかなと思いますが、そのことについてお伺いしたいと思います。

議 長
村 長

村 長

まず道営事業でやっていただきたいということでございます。

中札内村の方でも単独でこれらの事業が行われておりまして、石礫除去と客土が行われております。更別村の場合、どれだけの事業量があるのか、そしてどれだけの資金が必要なのか全くつかめてございませんので、まず調査をしてからでないかと私としては今の財政状況から見て簡単に答えを出すには至っていないものですから、先程の答弁となったところでありまして、ただ更別村の場合は農業というものが変わらない産業でございますので、それらを頭の中に入れながらこれらについても考えてまいりたいと思っておりますので、まず調査をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

調査をしていただくという観点の中で、その調査は本年度から実施されるのか。事業は 20 年度から始まるわけですがけれども。

議 長
村 長

村 長

今、道営の事業を聞き取り、そして固めている段階でございますので、その道営の事業が固まった後、どれだけそういう希望があるのかでありますから、道営の事業と合わせてその調査をしていきたいと思っております。

議 長
議 長

これをもって、一般質問を終了いたします。

この際、日程第 3、議案第 22 号 平成 20 年度更別村一般会計予算の件から日程第 9、議案第 28 号 平成 20 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 7 件を一括議題といたします。

本案について委員長からの審査報告を求めます。

赤津予算審査特別委員長

予算審査特別委員長

予算審査特別委員会に付託された平成 20 年度更別村各会計予算について、3 月 12 日、13 日の 2 日間にわたり、理事者、代表監査委員、担当課長等の出席を求めて慎重に審査を行いました。

審査の結果、それぞれの予算は、厳しい財政事情の中での編成と

受け止め、適正であると認めました。

そこで、執行にあたっては、審査の中で各委員から出された提言等を充分参酌の上で、これら趣旨が生かされるようにすると共に、効率的な執行を図り、村政の推進に努力されるよう特に期待するものであります。

予算審査にあたり、各委員のご協力、理事者、代表監査委員、各担当課長等の配慮に感謝を申し上げ、審査の報告を終わります。

議 長 これで、予算審査特別委員長からの報告を終わります。

これより質疑、討論並びに採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 22 号、平成 20 年度 更別村一般会計予算の件から議案第 28 号、平成 20 年度 更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 7 件を一括して、質疑、討論、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号から議案第 28 号までの 7 件を、一括して質疑・討論・採決することに決定しました。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員による委員会ですので、委員長の報告に対する質疑、討論は省略したいと思っております。

また、本案 7 件を一括して採決いたしたいと思っております。

このことに、ご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案 7 件は、質疑、討論を省略し一括して採決することに決定しました。

これから議案第 22 号、平成 20 年度 更別村一般会計予算の件から、議案第 28 号、平成 20 年度 更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 7 件を一括して採決を行います。

議案第 22 号から議案第 28 号までの 7 件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

議案第 22 号から議案第 28 号までの 7 件については、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号 平成 20 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 28 号 平成 20 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 7 件については、委員長の報告のとおり可決されました。

議 長 日程第 10、陳情第 1 号 「地域医療の確保に関する意見書採択」に関する陳情書の件を議題といたします。

本案について、委員長より審査の報告を求めます。

総務厚生常任委員長

高橋総務厚生常任委員長

第 1 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました陳情第 1 号について、3 月 11 日に委員会を開催し、その審査を行いました。

その結果について報告いたします。

「地域医療の確保に関する意見書」に関する陳情書の件ですが、総務省は、「公立病院改革ガイドライン」を示し、自治体病院の経営効率を目指すものとしていますが、医師や看護師確保対策など、基本的対策を講じることなく、財政効率化ありきの経営改革のみを急げば、地域医療の崩壊を招くことに繋がります。

そこで、自治体病院の安易な廃止・合理化などに反対し、地域医療において地域住民が、今後も安心して医療を受けられるようにしていくことが必要であります。

このようなことから委員会で、慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。

以上で審査の報告といたします。

議 長

これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

陳情第 1 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。

議 長

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は、採択であります。

これから陳情第 1 号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

陳情第 1 号に対する委員長報告は、採択であります。

陳情第 1 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第 1 号 「地域医療の確保に関する意見書採択」に関する陳情書の件は採択と決定しました。

議 長

日程第 11、陳情第 2 号 道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する陳情書の件を議題といたします。

本案について、委員長より審査の報告を求めます。

産業文教常任委員長

松橋産業文教常任委員長

第 1 回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました陳

情第2号について、3月11日に委員会を開催し、その審査を行いました。その結果について報告いたします。

道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する陳情書の件ですが、道は、農林水産業の試験研究機関を含む、22の試験研究機関の「地方独立行政法人」制度導入に関する方針を第1回定例道議会に報告しました。

北海道だからこそ、第1次産業の強化・発展が必要であり、その第1次産業を支える試験研究機関は、道立による公平で、中立を保つ機関でなければなりません。

そこで、地方独立行政法人制度導入に反対するため、委員会で慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。

以上審査報告といたします。

議長

これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

陳情第2号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。

議長

(ありませんの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は、採択であります。

これから陳情第2号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議長

(原案賛成の声あり)

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

陳情第2号に対する委員長報告は、採択であります。

陳情第2号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する陳情書の件は採択と決定しました。

議長

この際暫時休憩いたします。(14時05分)

議事進行のため、14時20分まで休憩いたします。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。(14時20分)

お諮りいたします。

ただ今、休憩中に4番 堂場さんから、意見書案第2号 「地域医療の確保に関する意見書」の件、7番本多さんから、意見書案第3号 「道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書」の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思い

ます。

これにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、この際、意見書案第2号「地域医療の確保に関する意見書」の件と意見書案第3号「道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書」の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議 長 日程第12、意見書案第2号「地域医療の確保に関する意見書」の件を議題といたします。
 提出者から提案理由の説明を求めます。
 4番 堂場 さん

4番堂場議員 「地域医療の確保に関する意見書」の提案理由を申し上げます。
 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。
 自治体病院をはじめとする、全国の病院等における医師不足が顕著となり、地域ごと、診療科ごとの不足の解消が、喫緊の課題となっています。
 このような中で、総務省は、「公立病院改革ガイドライン」を示し、自治体病院の経営効率をめざそうとしています。
 そこで、医師の解消や地域ごと、診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、医師派遣体制を構築するとともに、医師の絶対数を確保する措置など、地域医療において、地域住民誰もが、いつでも、どこでも医療機関にかかり、必要とされる医療が受けることが出来るように、国に強く要望するため、別紙意見書を、赤津議員、菊地議員の賛成を得て提出するものです。
 ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げますして提案の理由といたします。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
 質疑の発言を許します。
 (ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから本案に対する討論を行います。
 討論の発言を許します。
 (原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。
 これから意見書案第2号「地域医療の確保に関する意見書」の件を採決いたします。
 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

議長

したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。
日程第13、意見書案第3号「道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番 本多さん

7番本多議員

「道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書」の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

現在、農畜産物の貿易ルール等を決めるWTO交渉や日豪EPA交渉が進められ、北海道経済の柱である農業に打撃を与えることが危惧され、十勝経済への打撃も必至です。

このような状況に加え、道がこの2月開催の定例道議会に道立試験研究機関の改革及び地方独立行政法人制度導入に関する方針の報告をしました。

地方独立行政法人となれば道内の農林水産従事者に密着した研究が出来なくなっていくますし、先には、試験研究機関そのものの存続事態も危ぶまれる状況になります。

このようなことから、道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対するため、別紙意見書を菊地議員、堂場議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。提案の理由といたします。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから意見書案第3号「道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

議長

日程第14 閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会
は、介護サービス等について、地域密着型施設等の状況について、
介護サービス事業の移行等について、議会運営委員会からは、議会
運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報の発行
について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各

議

長

委員長より申し出があります。お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第 7 条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これにて平成 20 年第 1 回更別村議会定例会を閉会いたします。

議

長

(14 時 33 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 3 月 19 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 堂 場 聰 志

同 議員 松 橋 昌 和